

電気需給約款等の変更について(お知らせ)

拝啓 平素は、弊社の「エネアークでんき」をご利用賜り誠にありがとうございます。

さて、この度「電気需給約款」及び「電気料金メニュー約款」を下記の通り変更いたしますのでお知らせいたします。(変更の内容詳細は別紙をご確認ください。)

今後とも弊社の「エネアークでんき」をご利用いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 変更対象となる約款等

- (1) 電気需給約款
- (2) 電気料金メニュー約款 (従量電灯)
- (3) 電気料金メニュー約款 (低圧動力)

2. 変更内容の概要

- (1) 紙媒体の検針票の発行手数料の設定
2022年6月検針分からの「ご使用量・ご請求予定金額のお知らせ」、「検針のお知らせ」(以下、「検針票」といいます。)に関して、当社とガスの供給契約を締結されていない場合に紙の体の検針票の発行手数料を設定いたします。
- (2) 契約更新(継続)時の通知書面交付条項の削除
- (3) エネアークでんきと水の宅配サービスとのセット割引条項の削除(新規受付の停止)
- (4) 燃料費調整額の算出方法の変更
燃料費調整額とは火力発電所の燃料である原油や石炭、液化天然ガス(LNG)の市況を毎月の電気料金に反映する仕組みです。燃料価格の急激な変動等の電気事業を取り巻く状況の変化を踏まえ、2022年7月検針分からの燃料費調整額の算出方法を変更し、平均燃料価格の上限価格を廃止いたします。

※お客さまにてのお手続きは不要です。

3. 変更の効力発生日

上記2.の変更内容のうち、

- (1)、(2)、(3)は、2022年5月1日付で変更いたします。
- (4)は、2022年6月1日付で変更いたします。

4. 変更後の約款等の掲載先

2022年5月1日以降、弊社ホームページのエネアークでんきサイトにて掲載いたします。
(<https://kansai.enearcdenki.jp/>)

5. 本件に関するお問い合わせ先

株式会社エネアーク関西 お客様センター

電話番号 電力専用フリーダイヤル 0120-77-1006

受付時間 平日(月曜～土曜)9:00～19:00、日曜・祝日9:00～17:40

以 上

1. 電気需給約款の主な変更内容

	現行	変更後
電気需給約款	<p>第2条 用語の定義</p> <p>16. 同時請求の対象のお客さま (省 略)</p> <p>17. 同時請求の対象でないお客さま (省 略)</p> <p>第15条 請求方法、支払期日および料金の支払方法</p> <p>1. 電気料金その他お客さまにご請求する金額の請求書は、当社のウェブサイトを通じて、電子データによりお客さまにご提供いたします。この場合、当社は当該電子データによる提供をもってお客さまへご請求を行ったものとします。なお、お客さまが紙媒体での請求書の発行を希望される場合には、以下の通り請求書を発行致しません。</p> <p>① 当社とガスの供給契約を締結されているお客さまの場合 毎月発行するガス料金の「検針請求書」に電気料金その他お客様にご請求する金額を記載致します。かかるガス料金の検針請求書をもって紙媒体の請求書を発行したことと致します。この場合、発行手数料のお支払は不要です。</p> <p>② 当社とガスの供給契約を締結されていないお客さまの場合 発行手数料として1月1通（複数契約の場合、まとめて1通といたします）あたり102円（税込）をお支払いいただくことにより、電子データによる請求に代えて、紙媒体の請求書をご提供いたします。この場合、発行する請求書にかかる請求月の電気料金に上乗せして発行手数料をお支払いいただきます。</p> <p>第28条 契約期間</p> <p>1. 契約期間は、以下によります。</p> <p>(3) 前号に基づき本契約が継続される場合において、電気事業法第2条の13にもとづく供給条件の説明については、継続後の契約期間のみを書面を交付することなく説明すれば足りるものとし、かつ、同法第2条の14にもとづく書面の交付については、書面の交付、インターネット上での開示、または電子メー</p>	<p>第2条 用語の定義</p> <p>16. 削除</p> <p>17. 削除</p> <p>第15条 請求方法、支払い期日および料金の支払い方法</p> <p>1. 電気料金その他お客さまに請求する金額の請求書は、当社のウェブサイトを通じて、電子データによりお客さまに提供いたします。この場合、当社は当該電子データによる提供をもってお客さまへ請求を行ったものとします。なお、お客さまが紙媒体での請求書の発行を希望される場合には、当社所定の方法によりお申込みいただくことにより、以下のとおり紙媒体での請求書を発行いたします。</p> <p>① 電気需要場所と同一の需要場所にて当社とガスの供給契約を締結されているお客さまの場合 電子データによる請求に代えて、紙媒体での「検針のお知らせ」または「ご使用量・ご請求予定金額のお知らせ」（以下、「検針票」といいます。）を発行いたします。検針票に電気料金その他請求する金額を記載いたします。この場合、発行手数料のお支払いは不要です。但し、ガスの供給契約の解約をお申し出いただいた以降の検針票は発行されません。ガスの供給契約解約以降の検針票の発行には、再度のお客さまからのお申し出が必要となります。</p> <p>② 電気需要場所と同一の需要場所にて当社とガスの供給契約を締結されていないお客さまの場合 電気需要場所毎に各月1通（複数契約の場合、まとめて1通といたします）につき、110円（税込）の発行手数料をお支払いいただくことにより、電子データによる請求に代えて、紙媒体での検針票を発行いたします。検針票に電気料金その他請求する金額を記載いたします。検針票の発行手数料は、検針票の発行月の翌月に請求する電気料金と合わせてお支払いいただきます。なお、電気需給契約解約以降に発行する最終の検針票の発行手数料は申し受けません。</p> <p>第28条 契約期間</p> <p>1. 契約期間は、以下によります。</p> <p>(3) (削除)</p>

	<p>ルを送信する方法その他当社が適当と判断した方法により行 い、当社の名称および住所、契約年月日、当該継続後の契約期 間ならびに供給地点特定番号のみを記載すれば足りるものとし ます。</p>	
--	--	--

2. 電気料金メニュー約款の主な変更内容

	現行	変更後
電気料金メニュー約款 従量電灯	<p>第4条 契約種別</p> <p>3. ガスセット割引【エネアークでんき プランA+】</p> <p>(1) 適用条件</p> <p>(a) 省略</p> <p>(b) 省略</p> <p>その上で次のいずれにも該当するお客さまの申出を当社が承諾した場合に適用いたします。なお、その場合の適用日は、需給開始日または当社がお客さまからの申出を承諾した日の直後の検針日もしくは当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしている場合には計量日といたします。</p> <p>(c) 当社または当社の代理店（媒介業者）（当社が当該代理店（媒介業者）に対しガスの売買基本（販売店）契約を締結している場合に限り、）が供給するガスの使用契約または水の宅配サービス契約を結んでいるお客さまであること。</p> <p>(d) お客さまの需要場所が、ガスの使用契約または水の宅配サービス契約における需要場所の範囲内（同一住所番）にあり、かつ、お客さまとガスの使用契約または水の宅配サービス契約の契約者が同一であること。</p> <p>(e) ガスの使用契約または水の宅配サービス契約における支払方法が同一であること（合算請求）。</p> <p>4. ガスセット割引【エネアークでんき プランB+】</p> <p>(1) 適用条件</p> <p>(a) 省略</p> <p>(b) 省略</p> <p>その上で次のいずれにも該当するお客さまの申出を当社が承諾した場合に適用いたします。なお、その場合の適用日は、需給開始日または当社がお客さまからの申出を承諾した日の直後の検針日もしくは当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしている場合には計量日といたします。</p>	<p>第4条 契約種別</p> <p>3. ガスセット割引【エネアークでんき プランA+】</p> <p>(1) 適用条件</p> <p>(a) 省略</p> <p>(b) 省略</p> <p>その上で次のいずれにも該当するお客さまの申出を当社が承諾した場合、またはその他当社が適当と判断した場合に適用いたします。なお、その場合の適用日は、需給開始日または当社がお客さまからのお申し出を承諾し、当社所定の方法により適用手続きが完了した日の直後の検針日もしくは当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしている場合には計量日といたします。</p> <p>(c) 当社または当社の代理店（当社が当該代理店に対しガスの売買基本（販売店）契約を締結している場合に限る。以下、「媒介代理店」といいます。）が供給するガスの供給契約を締結しているお客さまであること。 （但し、令和4年3月31日時点で媒介代理店による水の宅配サービスとのセット契約により、当該ガスセット割引プランを適用しているお客さまを含む。）</p> <p>(d) お客さまの電気需要場所が、当社または当社の媒介代理店が供給するガスの供給契約における需要場所と同一（同一住所地番等）であること。</p> <p>(e) 当社とのガス供給契約を締結されているお客さまについて、電気料金の支払い方法が当社とのガス供給契約におけるガス料金の支払い方法と同一（合算での請求）であること。</p> <p>4. ガスセット割引【エネアークでんき プランB+】</p> <p>(1) 適用条件</p> <p>(a) 省略</p> <p>(b) 省略</p> <p>その上で次のいずれにも該当するお客さまの申出を当社が承諾した場合、またはその他当社が適当と判断した場合に適用いたします。なお、その場合の適用日は、需給開始日または当社がお客さまからのお申し出を承諾し、当社所定の方法により適用手続きが完了した日の直後の検針日もしくは当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしている場合には計量日といたします。</p>

<p>(c) 当社または当社の代理店（媒介業者）（当社が当該代理店（媒介業者）に対しガスの売買基本（販売店）契約を締結している場合に限り、）が供給するガスの使用契約または水の宅配サービス契約を結んでいるお客さまであること。</p> <p>(d) お客さまの需要場所が、ガスの使用契約または水の宅配サービス契約における需要場所の範囲内（同一住所地番）にあり、かつ、お客さまとガスの使用契約または水の宅配サービス契約の契約者が同一であること。</p> <p>(e) ガスの使用契約または水の宅配サービス契約における支払方法が同一であること（合算請求）</p> <p>・別紙2 燃料費調整</p> <p>1. 燃料費調整額の算定</p> <p>(1) 平均燃料価格 （記載省略）</p> <p>(2) 燃料費調整単価 燃料費調整単価は消費税相当額を含む金額とし、以下の算式によって算定された値とします。 なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。なお、燃料価格 X は別表に定めるものとします。</p> <p>(a) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が基準価格 X 円を下回る場合 燃料費調整単価 = $(X - \text{平均燃料価格 (円)}) \times (2)$ の基準単価 / 1,000</p> <p>(b) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が X 円を上回り、かつ、基準価格 Y 円以下の場合 燃料費調整単価 = $(\text{平均燃料価格} - X \text{円}) \times (2)$ の基準単価 / 1,000</p> <p>(c) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が Y 円を上回る場合 燃料費調整単価 = $(Y - X \text{円}) \times (2)$ の基準単価 / 1,000</p> <p>3. 燃料費調整額 燃料費調整額は、その月の使用電力量に 1. (2) によって算定された燃料費調整単価を適用して以下の算式により算定される金額とします。 燃料費調整額 = 使用電力量 × 燃料費調整単価</p>	<p>(c) 当社または当社の代理店（当社が当該代理店に対しガスの売買基本（販売店）契約を締結している場合に限る。以下、「媒介代理店」といいます。）が供給するガスの供給契約を締結しているお客さまであること。 （但し、令和4年3月31日時点で媒介代理店による水の宅配サービスとのセット契約により、当該ガスセット割引プランを適用しているお客さまを含む。）</p> <p>(d) お客さまの電気需要場所が、当社または当社の媒介代理店が供給するガスの供給契約における需要場所と同一（同一住所地番等）であること。</p> <p>(e) 当社とのガス供給契約を締結されているお客さまについて、電気料金の支払い方法が当社とのガス供給契約におけるガス料金の支払い方法と同一（合算での請求）であること。</p> <p>・別紙2 燃料費調整</p> <p>1. 燃料費調整額の算定</p> <p>(1) 平均燃料価格 （記載省略）</p> <p>(2) 燃料費調整単価 燃料費調整単価は消費税相当額を含む金額とし、以下の算式によって算定された値とします。 なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。なお、燃料価格 X は別表に定めるものとします。</p> <p>(a) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が基準価格 X 円を下回る場合 燃料費調整単価 = $(X - \text{平均燃料価格 (円)}) \times (2)$ の基準単価 / 1,000</p> <p>(b) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が基準価格 X 円を上回る場合 燃料費調整単価 = $(\text{平均燃料価格} - X \text{円}) \times (2)$ の基準単価 / 1,000</p> <p>(c) (削除)</p> <p>3. 燃料費調整額 燃料費調整額は、その月の使用電力量に 1. (2) によって算定された燃料費調整単価を適用して以下の算式により算定される金額とします。 燃料費調整額 = 使用電力量 × 燃料費調整単価</p>
---	---

別表：燃料費調整単価算出係数等			別表：燃料費調整単価算出係数等		
項目		値	項目		値
係数	α	0.0140	係数	α	0.0140
	β	0.3483		β	0.3483
	γ	0.7227		γ	0.7227
燃料価格	X	27,100	燃料価格	X	27,100
	Y	40,700			

	現行	変更後																												
電気料金メニュー約款 低圧動力	<p>・別紙2 燃料費調整</p> <p>1. 燃料費調整額の算定</p> <p>(1) 平均燃料価格 (記載省略)</p> <p>(2) 燃料費調整単価 燃料費調整単価は消費税相当額を含む金額とし、以下の算式によって算定された値とします。 なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。なお、燃料価格 X は別表に定めるものとします。</p> <p>(a) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が基準価格 X 円を下回る場合 燃料費調整単価 = (X - 平均燃料価格 (円)) × (2) の基準単価 / 1,000</p> <p>(b) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が X 円を上回り、かつ、基準価格 Y 円以下の場合 燃料費調整単価 = (平均燃料価格 - X 円) × (2) の基準単価 / 1,000</p> <p>(c) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が Y 円を上回る場合 燃料費調整単価 = (Y - X 円) × (2) の基準単価 / 1,000</p> <p>3. 燃料費調整額 燃料費調整額は、その月の使用電力量に 1. (2) によって算定された燃料費調整単価を適用して以下の算式により算定される金額とします。 燃料費調整額 = 使用電力量 × 燃料費調整単価</p> <p>別表：燃料費調整単価算出係数等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th>値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">係数</td> <td>α</td> <td>0.0140</td> </tr> <tr> <td>β</td> <td>0.3483</td> </tr> <tr> <td>γ</td> <td>0.7227</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">燃料価格</td> <td>X</td> <td>27,100</td> </tr> <tr> <td>Y</td> <td>40,700</td> </tr> </tbody> </table>	項目		値	係数	α	0.0140	β	0.3483	γ	0.7227	燃料価格	X	27,100	Y	40,700	<p>・別紙2 燃料費調整</p> <p>1. 燃料費調整額の算定</p> <p>(1) 平均燃料価格 (記載省略)</p> <p>(2) 燃料費調整単価 燃料費調整単価は消費税相当額を含む金額とし、以下の算式によって算定された値とします。 なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。なお、燃料価格 X は別表に定めるものとします。</p> <p>(a) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が基準価格 X 円を下回る場合 燃料費調整単価 = (X - 平均燃料価格 (円)) × (2) の基準単価 / 1,000</p> <p>(b) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が基準価格 X 円を上回る場合 燃料費調整単価 = (平均燃料価格 - X 円) × (2) の基準単価 / 1,000</p> <p>(c) (削除)</p> <p>3. 燃料費調整額 燃料費調整額は、その月の使用電力量に 1. (2) によって算定された燃料費調整単価を適用して以下の算式により算定される金額とします。 燃料費調整額 = 使用電力量 × 燃料費調整単価</p> <p>別表：燃料費調整単価算出係数等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th>値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">係数</td> <td>α</td> <td>0.0140</td> </tr> <tr> <td>β</td> <td>0.3483</td> </tr> <tr> <td>γ</td> <td>0.7227</td> </tr> <tr> <td>燃料価格</td> <td>X</td> <td>27,100</td> </tr> </tbody> </table>	項目		値	係数	α	0.0140	β	0.3483	γ	0.7227	燃料価格	X	27,100
	項目		値																											
係数	α	0.0140																												
	β	0.3483																												
	γ	0.7227																												
燃料価格	X	27,100																												
	Y	40,700																												
項目		値																												
係数	α	0.0140																												
	β	0.3483																												
	γ	0.7227																												
燃料価格	X	27,100																												

以上